

宮城県漁業協同組合の特定優先出資の処分について

平成 30 年 7 月 27 日
貯 金 保 険 機 構

1. 今般、宮城県漁業協同組合から貯金保険機構に対して、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）に基づき貯金保険機構が取得した特定優先出資を処分することについての申出がありました。
2. 当該処分について、当機構が平成 27 年 7 月 22 日に公表した「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に基づく特別対象組合等の特定優先出資等の処分に係る当面の対応について」に基づき検討したところ、
 - ・金融の円滑化に支障がないこと
 - ・取得価格以上の適正な価格での処分となっていることという観点から特段の問題が認められなかったことから、当機構は上記組合に対し当該処分を承諾し、本日、特定優先出資の処分を行いました。
3. 対象の特定優先出資の処分の概要は下記のとおりであり、これにより、上記組合への支援額は全額返済されました。

記

特定優先出資の処分の概要

優先出資の種類	社債型非累積的永久優先出資
根拠法	再編強化法
取得日	平成 24 年 3 月 23 日
取得額総額	5,512,000,000 円
取得口数	5,512,000 口
配当条件	0.32%
処分量	5,517,732,480 円 (うち経過優先配当金相当額 5,732,480 円)
処分日	平成 30 年 7 月 27 日

お問い合わせ先
貯金保険機構
業務部 業務班
TEL:03-3285-1278